

## 6 地方分権改革・地方税財源の充実強化

### (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

#### 国への提案事項

#### ■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、引き続き、次の点に的確に対応すること。

#### 1 特例措置に依存しない持続可能な制度の確立

令和8年度地方財政計画においても、臨時財政対策債の新規発行額は計上されていないものの、地方財政は依然として巨額の借入金残高を抱えており、引き続き、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて取り組むこと。

## 国への提案事項

### 2 一般財源総額の確保・充実

#### (1) 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が責任をもって人口減少対策などの重要課題に対応しつつ、地域の实情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供できるよう、地方単独事業も含めた歳出の計上を行うとともに、地方の税收動向を的確に反映し、令和9年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

また、企業誘致や観光誘客など、地方の努力によって税收が増加した場合に、努力した団体がより税收増の実感を得られ、地域経済活性化に向けた取組の充実につながられるよう、地方の税收確保努力に対するインセンティブの強化について検討すること。

#### (2) 物価上昇等の影響の地方財政計画への的確な反映

物価や賃金が上昇する中、地方歳出は、会計年度任用職員を含む給与関係費や投資的経費、維持補修費の増加のほか、金利上昇に伴う公債費の増加など、様々な経費の増加により、徹底した歳出の効率化に取り組んでもなお必然的に拡大しており、厳しい財政運営を迫られている。

また、国から官公需の適切な価格転嫁を強く求められている中で、行政サービスの水準を落とすことなく、価格転嫁を円滑に進めていくことができるよう、地方財政計画の策定に当たっては、これらの経費の増加を歳出全体に的確に反映すること。

## 国への提案事項

### 3 臨時財政対策債等の償還財源の確保

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を確実に確保すること。

### 4 公共施設等適正管理事業債の期限延長

公共施設等適正管理事業債については、引き続き、長寿命化対策が完了していない学校施設があることに加え、老朽化の著しい各種ホールや公園施設等、その他の公共施設の長寿命化対策や施設総量の適正化を図る必要があることから、制度を延長すること。

また、市町を含む庁舎等の公用施設も同様に、長寿命化対策や施設総量の適正化を図る必要があることから、公用施設においても活用できるよう制度を拡充すること。

## 国への提案事項

### 5 自動車関係諸税の見直し、いわゆる高校無償化や給食費の抜本的な負担軽減に係る財源確保

ガソリン税及び軽油引取税の当分の間税率や自動車税環境性能割の廃止に伴う、地方の減収については、国の責任において、安定財源を確保すること。

また、いわゆる高校無償化や給食費の抜本的な負担軽減に伴う地方負担についても、国の責任において、確実に財源を確保するとともに、給食費の抜本的な負担軽減については、地域の実情等を踏まえて、基準額を見直すこと。

### 6 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

令和8年度から道府県民税利子割に係る清算制度が導入されることとなったが、引き続き、行政サービスの地域間格差が生じないように、特に地方法人課税の見直しを含め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むこと。

また、現在、国において議論が行われている消費税の減税については、消費税は社会保障を支える重要な財源であることや、地方の財政運営への影響等を考慮し、丁寧に議論を進めること。

## 国への提案事項

### ■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 新たに創設された「地域未来交付金」においては、前身の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」と同様、交付金のスキームとして、複数年間の事業内容等が具体的に決まっている取組が対象となっている。このため、試行錯誤しながら行う事業は対象になりにくい。
- こうした事業は、その試行錯誤の過程を通じて、イノベーティブなアイデアや取組を生み出し、成果獲得の確度の高い施策の実施につながるものであるため、本交付金の対象となるよう、要件の緩和やKPIの柔軟な設定など、弾力的な運用をすること。
- 今後、地域未来戦略におけるクラスター計画に基づく取組を地方が積極的に推進できるよう、これらの取組に活用可能な「地域未来交付金」の増額や、現在検討を進められている新たな財政措置を行うこと。
- また、地方創生の要である、地域経済の活性化に向けて、産業振興に取り組む自治体の努力がより評価されるよう、地方交付税の算定にあたっては、産業振興の成果等を基に算定される「地域の元気創造事業費」において、算定方法を見直すこと。

国への提案事項

■ 県・市町共同による防災人材の確保・育成に向けた取組への支援

- 「地方公務員の人材育成・確保に係る地方財政措置」について、全国初の取組として、県と市町が共同して防災人材を確保・育成することを目的に設置した協議会が行う研修・訓練の経費や、防災人材を県から市町に派遣する場合の経費に関して、要件を緩和し交付対象を拡充すること。

【提案先省庁：内閣府、デジタル庁、総務省】

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化  
(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状及び課題

- 令和8年度地方財政計画では、前年度と比べ3.7兆円増の67.5兆円の一般財源総額が確保されるとともに、昨年度に引き続き、臨時財政対策債の新規発行額がゼロとなるなど地方財政の健全化が進められたところ。

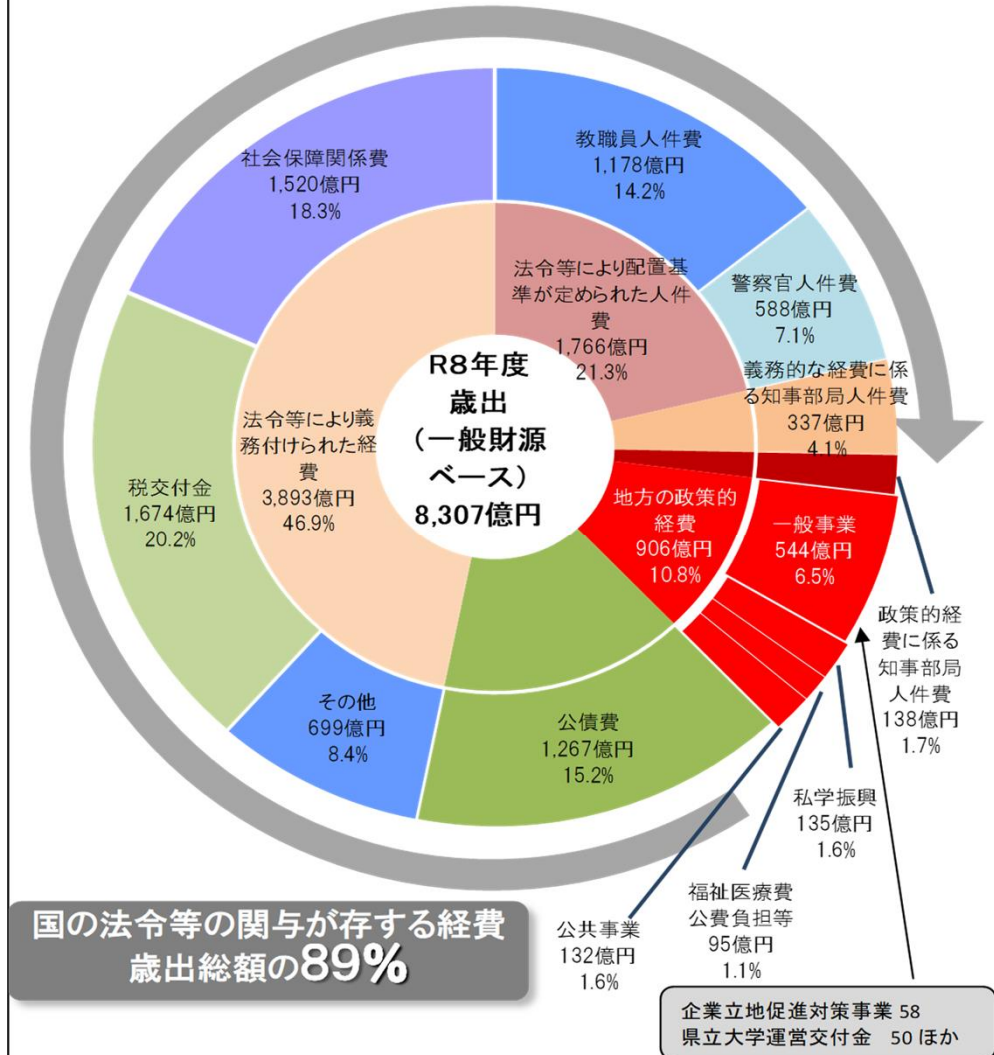
◆一般財源総額(水準超経費除き)

	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R7地方財政計画	63.8兆円	48.4兆円	19.0兆円	—
R8地方財政計画	67.5兆円	51.0兆円	20.2兆円	—
前年度比	3.7兆円	2.6兆円	1.2兆円	—

※端数処理の関係で内訳で一致しない場合がある。

- 広島県の歳出総額 1兆1,514億円(R8年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは8,307億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存在するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

広島県の歳出構造(令和8年度当初予算)



国の法令等の関与が存在する経費  
歳出総額の89%

## 6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

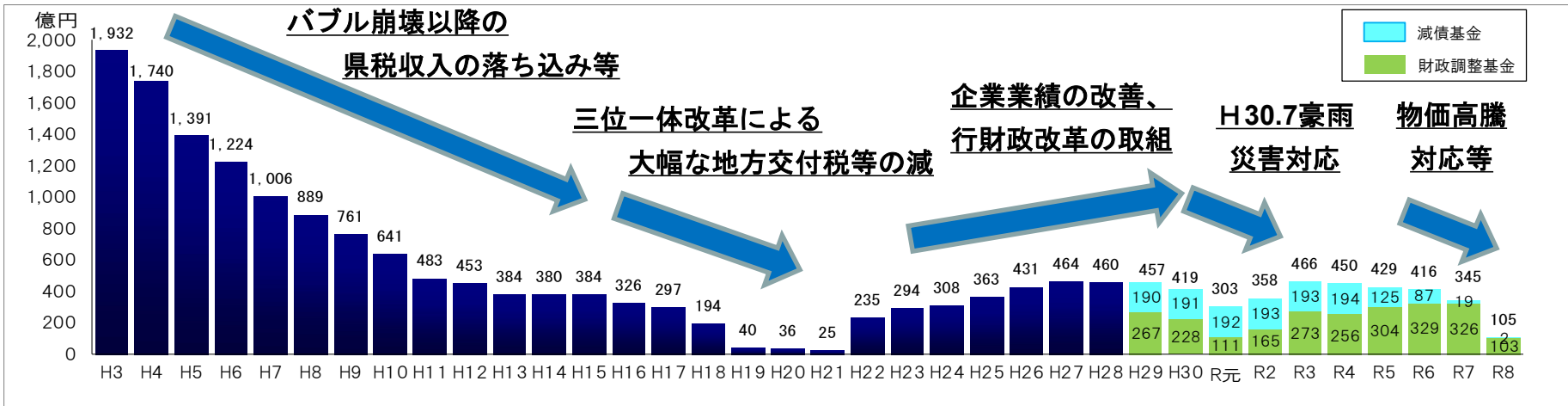
### 現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、一時は、残高が100億円を下回る状況となったが、県税収入の増などにより令和3年度末には、平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和5年度以降は、物価高への対応などにより、基金残高が減少傾向。

### 課題

- 近年、各地方団体の基金残高が増加していることから、残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。  
 本県における財源調整的基金の増加は、景気変動による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、不測の事態が生じた際は一瞬で激減するものである。  
 こうしたリスクに対して、地方が柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。  
 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

### ■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。  
 グラフ数値は年度末残高であり、R5年度までは決算値、R6年度は2月補正予算後の見込み、R7年度は当初予算編成時の見込み。

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化  
 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／施策の背景・経緯

【自動車関係諸税の見直しやいわゆる高校無償化・給食費の抜本的な負担軽減に係る財源確保】

- 令和8年度地方財政計画において、ガソリン税及び軽油引取税の当分の間税率及び自動車税環境性能割の廃止に伴う地方の減収については、地方特例交付金により全額が補填されることとなっている。
- また、いわゆる高校無償化や給食費の抜本的な負担軽減に伴う地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方交付税措置を講じることとなっている。

◆自動車関係諸税の見直しによる減収見込額(令和8年度)

税目	広島県	全国
軽油引取税	105億円	4,297億円
地方揮発油譲与税	4億円	296億円
自動車税環境性能割	36億円	1,685億円

※全国の減収見込額は令和8年度地方財政計画から転記

◆いわゆる高校無償化及び給食費の抜本的な負担軽減の影響額

(単位:百万円)

区分		令和7年度	令和8年度	増加額
高校無償化	公立	5,011 (2)	4,924 (1,232)	▲87 (1,230)
	私立	5,238 (0)	11,925 (2,982)	6,687 (2,982)
給食無償化		—	7,861 (3,928)	7,861 (3,928)
合計		10,249 (2)	24,710 (8,142)	14,461 (8,140)

※ 括弧内は一般財源

課題

【自動車関係諸税の見直しやいわゆる高校無償化・給食費の抜本的な負担軽減に係る財源確保】

- ガソリン税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う安定財源の確保については、国において、具体的な方策を検討し、令和9年度税制改正において結論を得るとされている。また、環境性能割の廃止に伴う安定財源の確保については、具体的な方策を検討するとされている。
- いわゆる高校無償化や給食費の抜本的な負担軽減に伴う地方負担に係る安定財源の確保については、国において、具体的な方策を検討するとされている。

## 6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

### 現状／広島県の取組

- 前身の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。

### 課題

- 地方が地方創生に資する取組を進める上では、所要額の確実な確保と、財源が一時的なものでなく恒久的なものであることが必要。
- 現行の交付要件では、複数年間の事業内容とKPIが具体的に決まっている取組が対象となっているなど、まだ要件緩和の余地があると考ええる。

- R7補正予算において、「地域未来交付金」を創設。
- **R8当初：1,600億円／R7補正：1,000億円**（R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円）。

## 地域未来交付金

### 地域未来推進型

地域未来推進型（移住・起業・就業事業）（地域未来交付金の内数で実施）

地域未来推進型（プロフェッショナル人材事業）（地域未来交付金の内数で実施）

### デジタル実装型

### 地域防災緊急整備型

地域産業構造転換インフラ整備推進型（地域産業構造転換インフラ整備推進交付金）

## 6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

### 現状／施策の背景・経緯

- 激甚化・頻発化する風水害や今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害に迅速・的確に対応するためには、防災に関する専門的な知識やスキルを有する自治体職員を確保・育成し、県・市町全体で更なる防災体制の強化を図る必要がある。
- このため、本県では県・市町共同で防災人材を確保・育成するため、令和4年度から県・市町合同で研修・訓練等に取り組むとともに、令和6年度からは「県・市町防災人材協議会」を設置し、地域特性や災害リスクを踏まえた研修・訓練等に取り組み、必要な経費については、県・市町双方が負担し運営することとしている。
- また、県全体の災害対応力を向上させるため、令和4年度から県・市町防災部局間での交流人事を実施しており、令和6年度から採用を開始した「防災職」については、研修・訓練・OJTなどにより育成し、将来的には防災人材の確保が困難な市町に派遣する予定としている。
- 県・市町共同での防災人材の確保・育成について実効性を持って推進していくため、令和7年度に県・市町防災人材協議会において、育成の方策や目標等を明示した「防災人材育成基本方針」を策定したところであり、今後はこの基本方針に基づき、研修・訓練の実施や市町への派遣を行うこととしている。

### 課題

- 本県においては、防災人材の確保・育成等に係る取組は、県・市町のそれぞれではなく共同で行うことが重要であると考え、県・市町防災人材協議会を取組の実施主体としている。
- 「地方公務員の人材育成に係る地方財政措置」の交付要件は、県・市町それぞれが研修内容等を新たに策定する基本方針に明示する必要があるが、本県のように県・市町合同の協議会の中で、県・市町全体で人材育成を行う取組が想定されていない。  
(協議会が策定した基本方針は、県・市町双方の基本方針である。)
- 「地方公務員の人材確保に係る地方財政措置(市町村に専門人材を派遣する取組に対する特別交付税措置)」の交付要件が連携協約の締結に限定されている。  
(本県では、協議会が策定した基本方針に基づき、防災人材の確保が困難な市町へ派遣するものであり、これは連携協約と同様に、県と市町の安定的な連携を担保するためのものである。)

